

# NKKK 危険物インフォメーション

No.1-2003  
2003年12月

社団法人 日本海事検定協会  
安全技術室

## **危険物船舶運送及び貯蔵規則一部改正の概要について** **(IMDGコード第31回改正の採入れ,平成16年1月1日施行)**

はじめに

1979年に初めて国際海上危険物規程(IMDGコード)第13回改正までの一部が「危険物船舶運送及び貯蔵規則(危規則)」及び「船舶による危険物の運送基準等を定める告示(告示)」に採り入れられて以来、同コードの十数回にわたる改正が順次危規則に採り入れられています。今回はIMDGコード第31回改正に基づき危規則が改正されます。

今回の改正は、昨年5月に開催された国際海事機関(IMO)の第75回海上安全委員会(MSC75)において採択されるとともに、IMDGコードの規定を海上人命安全条約(SOLAS条約)上強制要件とすることが決定され<sup>(注1)</sup>、同条約締約国は改正されたIMDGコードの規定を国内規則に採り入れ、2004年1月1日から実施することが義務付けされることになりました。このため、わが国においても危規則改正が行われる予定です。

予定されている危規則改正の概要を下記のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

なお、正確な改正内容については、まもなく公布される予定の官報「危規則の一部を改正する省令」等でご確認下さい。

また、末尾に「告示別表第1(危険物リスト)」各欄の説明を添付しておりますので併せてご利用下さい。

\* 官報については、官報販売所一覧ホームページ：

<http://www.gov-book.or.jp/hanbai/index.html>をご参照下さい。

## 主な改正内容

1	危規則第2編第2章の改正
2	定義等の改正(引火性液体類の項目、容器等級の表示方法、コンテナの定義)
3	大型容器(Large Packaging)の採り入れ
4	容器包装、積載方法等に係る内航特例の廃止
5	火薬類の分類承認
6	少量危険物に関する要件
7	内航自動車渡船による危険物の運送要件
8	火薬庫の要件
9	高压容器
10	中型容器(IBC 容器)の品名等の表示
11	告示別表の改編
12	告示別表第1の一部改正

(注<sup>1</sup>) IMDG コード強化のために改正された SOLAS 条約附属書第 7 章関連部分の抜粋は次のとおり。

(resolution MSC.123(75))

<p><b>Chapter VII</b> <b>Carriage of dangerous goods</b></p> <p><b>Regulation 1 : Definition</b> For the purpose of this chapter, unless expressly provided otherwise:</p> <p>1 IMDG Code means the International Maritime Dangerous Goods (IMDG) Code adopted by the Maritime Safety Committee of the Organization by resolution MSC.122(75), as may be amended, provided that such amendments shall be adopted, brought into force and take effect in accordance with the provisions of article VIII of the present Convention concerning the amendment procedure applicable to the annex other than chapter I.</p> <p>2 Dangerous goods mean the substances, materials and articles covered by the IMDG Code.</p> <p>3 Packaged form means the form of containment specified in the IMDG Code.</p> <p><b>Regulation 3</b> The carriage of dangerous goods in packaged form shall comply with the relevant provisions of the IMDG Code.</p>	<p>(仮訳)</p> <p>第 7 章 危険物の運送</p> <p>第 1 規則: 定義 この章の規定の適用上、別段の明文の規定がない限り、</p> <p>1 「IMDG コード」とは機関の海上安全委員会が決議 MSC.122(75)において採択した国際海上危険物規程をいい、同規程は、条約第 8 条に定める附属書第 7 章以外の附属書に適用される改正手続きに従って採択され、かつ、効力を生ずる同規程の改正を含む。</p> <p>2 「危険物」とは IMDG コードの適用を受ける物質及び物品をいう。</p> <p>3 「容器に収納した状態」とは IMDG コードによって規定された収納状態をいう。</p> <p>第 3 規則 容器に収納した危険物の運送は、関連する IMDG コードの規定によらなければならない。</p>
---	--

記

1 危規則第2編第2章の改正

第2編第2章が次のとおり改正され、IMDG コードの各種要件が危険物の等級番号順に並び変えられる。

目次 (改正案)	目次 (現行)
第二編 危険物の運送	第二編 危険物の運送
第二章 危険物の個品運送等	第二章 危険物の個品運送等
第一節 通則	第一節 通則
第二節 コンテナ等による危険物の運送等	第一節の二 コンテナによる危険物の運送等
第三節 危険物を運送する船舶の要件	第一節の三 危険物を運送する船舶の要件
第四節 火薬類	第二節 火薬類
第五節 高压ガス	第三節 高压ガス
第六節 引火性液体類	第四節 腐しよく性物質
第七節 可燃性物質類	第五節 毒物類
第八節 酸化性物質類	第六節 放射性物質等
第九節 毒物類	第七節 引火性液体類
第十節 放射性物質等	第八節 可燃性物質類
第十一節 腐食性物質 <sup>(注)</sup>	第九節 酸化性物質類
第十二節 検査	第十節 検査

(注) 「腐しよく性物質」が「腐食性物質」に変更された。

2 定義等の改正

(1) 引火性液体類の項目

引火性液体類の引火点による項目(低引火点引火性液体、中引火点引火性液体、高引火点引火性液体)が廃止される。

現行の告示別表第1より

国連番号	品名	分類	項目	容器等級
1866	樹脂液 (引火点が-18 未満のもの)	引火性液体類	低引火点引火性液体	1
1866	樹脂液 (引火点が-18 未満のもの)	引火性液体類	低引火点引火性液体	2
1866	樹脂液 (引火点が-18 以上 23 未満のもの)	引火性液体類	中引火点引火性液体	1
1866	樹脂液 (引火点が-18 以上 23 未満のもの)	引火性液体類	中引火点引火性液体	2
1866	樹脂液 (引火点が 23 以上 61 以下のもの)	引火性液体類	高引火点引火性液体	3



改正案の告示別表第1より

国連番号	品名	分類	項目	容器等級
1866	樹脂液	RESIN SOLUTION	引火性液体類	-
1866	樹脂液	RESIN SOLUTION	引火性液体類	-
1866	樹脂液	RESIN SOLUTION	引火性液体類	-

(2) 容器等級の表示方法

数字の表示方法が、「1、2、3」から「 」、「 」に変更になる。また、従来便宜的に「2」とされていた有機過酸化物の容器等級が、IMDGコードに合わせて「-」（容器等級が適用されない。）とされる。

(3) コンテナの定義

危規則の適用を受けるコンテナについては、現行危規則第5条の5では「容積が1立方メートル以上のコンテナ」と定義されていたが、「底面積が7平方メートル以上(内航運送に使用するコンテナ及び上部にすみ金具を有しないコンテナについては底面積が14平方メートル以上)のコンテナ」となる。

3 大型容器の採り入れ

大型容器(Large Packagings)が新たな容器の種類として危規則に採り入れられ、また、大型金属容器の名称がポータブルタンクに変更される。

(参考) IMDGコードパラグラフ1.2.1には、次のとおり定義されている。

大型容器とは、物品又は内装容器を収納する外装容器であって、次の要件に適合するものをいう。

(1) 機械荷役に対応できるよう設計されたもの

(2) 正味質量400kg、又はその許容容量が450Lを超え、かつ、3立方メートル以下の容量を有するもの

大型容器容器コードの例

50A: 硬質大型容器/ 鋼製

51H: フレキシブル大型容器/プラスチック製

4 容器包装、積載方法等に係る内航特例の廃止

(1) 航行区域、航海の態様に応じた容器包装、標札及び積載方法に関する特例規定が廃止される。これに伴い現行告示別表第10、第11及び第12も廃止される。

告示別表第10(本邦各港間において運送する場合使用することができる容器包装)

告示別表第11(沿海区域において運送する場合使用することができる容器包装)

告示別表第12(平水区域又は瀬戸内において運送する場合使用することができる容器包装)

(2) 輸送物<sup>(注2)</sup>への品名及び国連番号の表示義務規定が内航運送にも適用される。

(注2) 「輸送物」とは、IMDGコード1.2.1に次のとおり定義されている。

「輸送物とは、運送に供する容器包装及び内容物からなる包装作業が完成したものをいう。」

5 火薬類の分類承認

火薬類については、その国連番号、等級及び隔離区分について地方運輸局長の承認を受けなければならぬこととなる。

6 少量危険物に関する要件

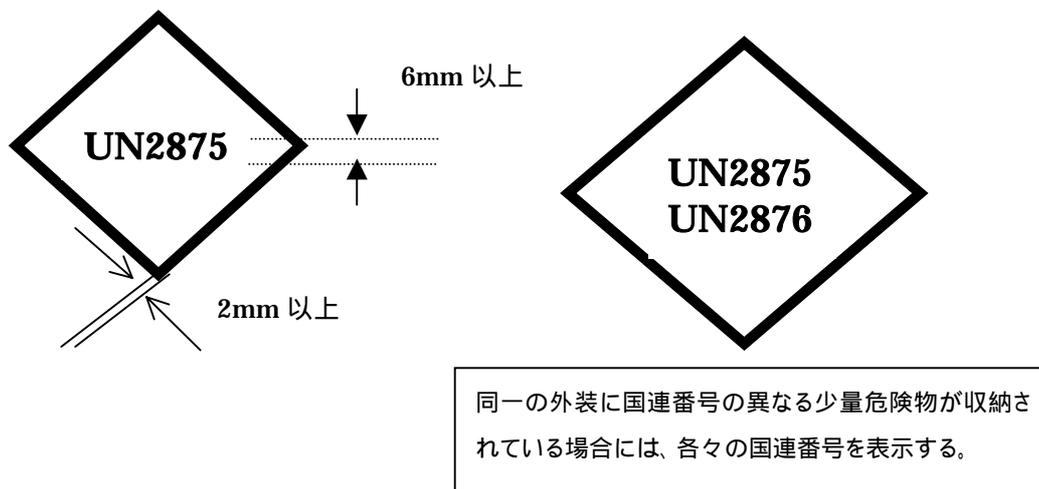
(1) 輸送物への表示

少量危険物規定が適用される輸送物には、標札及び品名を表示する代わりに当該危険物の国連番号を表示した菱形を表示することになる。

< 現行の表示例 >



< 改正後の表示例 > ( 菱形の寸法には、特に定めがない。 )

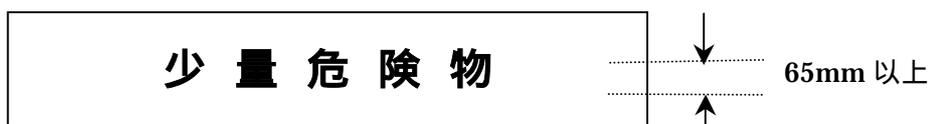


(D) 貨物輸送ユニット<sup>(注3)</sup>の標識

貨物輸送ユニットに収納されている危険物が少量危険物のみの場合には、そのユニットにコンテナ用標識の代わりに四側面に「少量危険物」(本邦外を運送されるものにあつては、“LIMITED QUANTITIES”又は“LTD QTY”と表示することができる。)と表示することとなる。(現行規則では一箇所以上の表示となっている。)(文字の高さ65mm以外には、特に定めがない。)

<sup>(注3)</sup> コンテナ及び自動車等をいう。

(国内運送の場合)



(国際運送の場合)



又は



## 7 内航自動車渡船による危険物の運送要件

従来から、危険物を積載した自動車を内航自動車渡船により運送する場合は、一部を除き危規則の規定を除外していたが、輸出入貨物の海陸一貫運送の円滑化を考慮し、その取扱いが次のとおり変更される。

要件	現行の取扱い	改正後の取扱い
危険物の容器包装、標札及び表示	危規則の規定は適用しない。	原則として危規則の規定を適用するが、当該危険物が陸上運送規則に従って運送されている場合は、危規則の規定を適用しない。
危険物積載車両の標識	危規則の規定は適用しない。	同上
危険物積載車両の積載方法	危規則の規定は適用しない。	危規則の規定を適用する。
危険物積載車両内の隔離	危規則の規定は適用しない。	危規則の規定を適用する。
自動車等危険物明細書等の運送書類	危規則の規定は適用しない。	危規則の規定を適用する。

陸上運送規則とは、次の法令をいう。

火薬類の運搬に関する内閣府令(昭和35年総理府令第65号)

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)

消防法(昭和23年法律第186号)

毒物及び劇物取締法(昭和25年12月28日法律第303号)

## 8 火薬庫の要件

従来の「普通火薬庫」、「船倉火薬庫」及び「移動式火薬庫」の区分を撤廃し、IMDGコードにあわせて、「A型火薬庫」及び「非開放型火薬庫」の2種類とするとともに、火薬庫の技術基準についてもIMDGコードに合わせ簡略化される。

## 9 高圧容器

高圧ガス保安法の容器検査に合格した高圧容器(弁保護キャップ付き高圧容器)に加えてIMDGコードP200として規定された高圧容器も使用できることとなる。

## 10 中型容器の品名等の表示

中型容器の名称が「IBC容器」に変更され、その標札、品名及び国連番号の表示場所については、現行では表面の見やすい場所1箇所が、両側面2箇所(on two opposing sides)となる。

## 11 告示別表の改編

別表第1から別表第17まであった各告示別表が次のように変更になる。

告示別表現行・改正案対照表

現行別表	改正案	備考
別表第1 危険物リスト	別表第1	一部改正。
別表第2～第8 削除	-	-
別表第8の2 液化ガス物質の要件	別表第8の2	改正なし。
別表第8の3 液体化学薬品の要件	別表第8の3	改正なし。
別表第9 持ち込み危険物	別表第9	一部改正。
別表第10 内航に対する特例	-	削除
別表第11 沿海に対する特例	-	削除
別表第12 平水・瀬戸内に対する特例	-	削除

別表第 13	個品のばら積み特例	別表第 13	改正なし。
別表第 13 の 2	個品のコンテナ特例	-	別表第 1 に取り入れるため削除
別表第 14	危険物相互の隔離	別表第 14	一部改正。
別表第 15	火薬類相互の隔離	別表第 14 の 2	別表番号変更。一部改正。
別表第 14 の 2	危険物・ばら積み危険物の隔離	別表第 15	別表番号変更。一部改正。
別表第 16	コンテナ・自動車相互の隔離	別表第 16	一部改正。
別表第 17	常用危険物	別表第 17	改正なし。

## 12 告示別表第1の一部改正

### (1) 告示別表第1の構成

告示別表第 1 の構成及び内容の一部が次のとおり変更になる。(詳細については、別添「告示別表第 1 (危険物リスト)各欄の説明」をご参照下さい。)

欄の表題	変更事項等
国連番号	変更なし
品名	「英名」欄が追加(*1)
分類	変更なし
項目	低引火点引火性液体等の廃止
等級	変更なし
隔離区分	変更なし
正標札	同欄は、削除される。(*2)
副標札	欄の名称が「副次危険性等級」に変更
容器等級	数字の表示方法が「 、 、 」に変更
少量危険物	輸送物の表示方法等の改正
容器及び包装	「大型容器」欄の追加等(*3)
積載方法	旅客船の定義の一部変更(*4)、特別要件欄の削除
隔離	隔離グループの追加(*5)
備考	特別規定の追加(*6)

(\*1) 品名欄に英名が追加される。品名については、新告示別表第 1 備考に次のとおり規定される。

「本邦内のみを運送されるものにあつては、日本語名のみとし、本邦外を運送されるものにあつては、英名のみとすることができる。」

(\*2) 「正標札」欄の数字が「等級」欄の数字と同じであることから、「正標札」欄は削除される。

(\*3) 「大型容器」欄が新たに追加され、「小型容器」欄が「小型容器及び高压容器」欄となる。また、金属製非開放型貨物輸送ユニットにばら積みして運送することができる危険物には、「容器包装」欄の「特別要件」欄に記号「BP」を付すこととなる。その結果、告示別表第 13 の 2 が削除される。

(\*4) 火薬類以外の危険物の運送について、現行の「旅客船」及び「旅客船以外の船舶」に相当する船舶の意味が次のようになる。

「25又は船の長さをメートルで表した数を3で除した数のうちいずれか大きいほうの数を超える旅客を運送している船舶」

「上記以外の船舶」

旅客定員にかかわらず、実際に乗船している旅客数による。

(\*5) 隔離グループ(「酸類」「塩素酸塩」など)に属する危険物を明示することにより、危険物相互の隔離要件(例：酸類と 3m 以上離して積載すること。)がより明確になる。

(\*6) 備考欄に各種特別要件(後述の告示別表第 1 の説明備考欄を参照)が規定される。なお、現行の備考欄の唯一の記号「1(書類及び輸送物への表示に関して、品名に専門的名称を付記すること。)」が「SP274(書類及び輸送物への表示に関して、品名に専門的名称を付記すること。)」と変更になる。

(2) 告示別表第1の危険物リストに新たに追加される危険物等

追加される危険物

UN1153	エチレングリコールジエチルエーテル(容器等級 )
UN2030	ヒドラジン(水溶液)(濃度が37質量%以上のもの)(容器等級 )
UN2030	ヒドラジン(水溶液)(濃度が37質量%以上のもの)(容器等級 )
UN3361	クロロシラン(毒性かつ腐しよく性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
UN3362	クロロシラン(毒性かつ腐しよく性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
UN3364	トリニトロフェノール(10質量%以上の水で湿性としたもの)[ピクリン酸]
UN3365	トリニトロクロロベンゼン(10質量%以上の水で湿性としたもの)[ピクリルクロライド]
UN3366	トリニトロトルエン(10質量%以上の水で湿性としたもの)[TNT]
UN3367	トリニトロベンゼン(10質量%以上の水で湿性としたもの)
UN3368	トリニトロベンゼン酸(10質量%以上の水で湿性としたもの)
UN3369	ナトリウムジニトロオルトクレゾラート(10質量%以上の水で湿性としたもの)
UN3370	硝酸尿素(10質量%以上の水で湿性としたもの)
UN3371	2-メチルプタナール
UN3372	有機金属化合物(固体)(水反応性のもの)(引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)(容器等級 )
UN3372	有機金属化合物(固体)(水反応性のもの)(引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)(容器等級 )
UN3372	有機金属化合物(固体)(水反応性のもの)(引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)(容器等級 )
UN3373	診断用標本
UN3374	アセチレン(溶媒を含まないもの)
UN3375	硝酸アンモニウムエマルジョン、サスペンション又はゲル(爆薬中間体)(船積地を管轄する地方運輸局長が許可したものに限る。)
UN3376	4-ニトロフェニルヒドラジン (30質量%以上の水で湿性としたもの)

削除される危険物<sup>(注4)</sup>

UN0223	硝酸アンモニウム肥料
UN2068	硝酸アンモニウム肥料 A2
UN2069	硝酸アンモニウム肥料 A3
UN2070	硝酸アンモニウム肥料 A4
UN2072	硝酸アンモニウム肥料(容器等級1)
UN2072	硝酸アンモニウム肥料(容器等級2)
UN2072	硝酸アンモニウム肥料(容器等級3)
UN2812	アルミン酸ナトリウム(固体)
UN3353	エアバッグインフレーター、エアバッグモジュール又はシートベルトプレテンショナー (圧縮ガス駆動のもの)

(注4)

- |   |
|---|
| <p>(1) 硝酸アンモニウム(硝安)エントリー:<br/>硝酸アンモニウム関連のエントリーが整理・統合されたため上記エントリー(UN 0223、UN 2068、UN 2069、UN 2070、UN 2072(PG1~3))が削除される。</p> <p>(2) アルミン酸ナトリウム(固体)(UN2812):<br/>航空輸送時にのみ危険物に該当する。</p> <p>(3) エアバッグインフレーター等(UN3353):<br/>クラス2のエアバッグインフレーター等は、クラス1又は9に分類される。</p> |
|---|

一部要件が変更される危険物

エアゾール(UN1950)、リチウム電池(UN3090)、エアバッグインフレーター等(UN3268)<sup>(注5)</sup>ほか危険物エントリーについて各種要件(特別要件、容器包装、隔離等)が一部変更、削除又は追加される。正確な内容については、まもなく公布される官報の新告示別表第1危険物リストをご確認下さい。

**事前に確認されたい方は、IMDGコード(2002版)の危険物リストで確認することができますので弊会にお問い合わせ下さい。**

(注5) エアバッグインフレーター等(UN3268)のSP(Special Provision)

280 This entry applies to articles which are used as life-saving vehicle air bag inflators, or air bag modules or seat-belt pretensioners and which contain dangerous goods of class 1 or dangerous goods of other classes and when transported as component parts and when these articles as presented for transport have been tested in accordance with Test series 6 (c) of Part I of the UN Manual of Tests and Criteria, with no explosion of the device, no fragmentation of device casing or pressure vessel, and no projection hazard nor thermal effect which would significantly hinder fire-fighting or other emergency response efforts in the immediate vicinity.

### (3) 告示別表第1備考の構成

次のとおり備考の構成が一部変更になる。

新告示別表第1の備考(改正案)	現行告示別表第1の備考
1. 品名	1. 容器等級等判定基準
(1) 注意事項	(1) 火薬類
(2) 自己反応性物質の化学名等	(2) 腐しよく性物質
(3) 有機過酸化物の化学名等	(3) 毒物
(4) 環境有害物質の化学名等	(4) 引火性液体類
2. 分類等判定基準	(5) 可燃性物質類
(1) 火薬類	(6) 酸化性物質
(2) 引火性液体類	2. 自己反応性物質の化学名等
(3) 可燃性物質類	3. 有機過酸化物の化学名等
(4) 酸化性物質	4. 環境有害物質の化学名
(5) 毒物	5. 正標札の欄に掲げる記号の意味
(6) 腐食性物質	6. 副標札の欄に掲げる記号の意味
3. 少量危険物の許容容量又は許容質量	7. 少量危険物の許容容量又は許容質量
4. 等級の欄に掲げる記号の意味	8. 容器及び包装
5. 副次危険性等級の欄に掲げる記号の意味	9. 積載方法
6. 容器及び包装	10. 隔離
7. 積載方法	11. 備考
8. 隔離	12. 引火性液体類に係る殺虫殺菌剤類表
9. 備考	13. 毒物に係る殺虫殺菌剤類表

(別 添)

## 告示別表第 1(危険物リスト)各欄の説明

告示別表第 1 の各欄について左端から順に説明します。

(1) 「国連番号」欄

国連番号 ← (欄のタイトル)
1993

告示別表第 1 の各危険物の記載順序は、IMDG コードの危険物リストに習って、国連番号順とするとともに国連番号を同別表の最初の欄に置いています。新告示別表第 1 では国連番号 0004 から 3376 までの危険物が掲載されます。

(2) 「品名」欄

品 名	
日本語による品名	英名による品名
その他の引火性液体 (他の危険性を有しないもの)	FLAMMABLE LIQUID,N.O.S.

輸送物への表示等に使用される正式品名については、本邦外を運送されるものにあつては、英名のみとすることができるようになります。

(3) 「分類」、「項目」欄

分 類	項 目
引火性液体類	-

引火性液体類の分類(容器等級)は、初留点及びタグ密閉式引火点測定器による引火点を測定し、次のとおり決定されます。

試 験 成 績	容器等級
初留点が 35 以下のもの	
引火点が 23 未満であつて、初留点が 35 を超えるもの	
引火点が 23 以上 61 以下であつて、初留点が 35 を超えるもの	

(4) 「等級」欄

等 級
3

危険物の各等級並びに分類又は項目は、次の表中のとおりです。

等級	分類又は項目の名称(和/英)	
等級 1.1 ~ 1.6	火薬類	Explosives
等級 2.1	引火性高压ガス	Flammable gases
等級 2.2	非引火性非毒性高压ガス	Non-flammable, non-toxic gases
等級 2.3	毒性高压ガス	Toxic gases
等級 3	引火性液体類	Flammable liquids
等級 4.1	可燃性物質	Flammable solids, self-reactive substances and solid decensitized explosives
等級 4.2	自然発火性物質	Substances liable to spontaneous combustion
等級 4.3	水反応可燃性物質	Substances which, in contact with water, emit flammable gases
等級 5.1	酸化性物質	Oxidizing substances
等級 5.2	有機過酸化物	Organic peroxides

等級 6.1	毒物	Toxic substances
等級 6.2	病毒をうつしやすい物質	Infectious substances
等級 7	放射性物質等	Radioactive materials
等級 8	腐食性物質	Corrosives
等級 9	有害性物質	Miscellaneous dangerous substances & articles

(5) 「隔離区分」欄

隔離区分
S

複数のクラス1の火薬類を混載して運送する場合、事故発生の危険性及びその事故の影響の大きさが著しく増大する場合があります。そのような危険を判別するため火薬類の危険物には、隔離区分(アルファベット大文字A、B、C、S等)が割り当てられています。例えば、隔離区分「S」は、「火災による輸送物の損傷がある場合を除き、偶発的な作動による危険な影響が輸送物内部のみに限定され、火災による輸送物の損傷がある場合でもすべての爆風又は飛散物の影響が近接する消火活動その他の非常措置作業を著しく妨げないように包装又は設計された物質又は物品」を意味します。火薬類の危険物を同一の船倉又はコンテナ内に混載できるか否かは、危規則に規定されている「火薬類相互の隔離表」及び告示別表第1隔離欄の特別規定(SP)によって判断します。SPは、「Special Provision」の略号です。

(6) 「正標札」、「副標札」欄

正標札	副標札
3	6.1

「正標札」欄の数字が「等級」欄の数字と同じであることから、「正標札」欄は削除される予定です。また、「副標札」欄の用語が「副次危険性等級」と変更されます。当該危険物の主危険性の等級(class)も副次危険性(subsidiary risk(s))も同一様式の標札を使用することとなっています。また、標札については、当該危険物に割り当てられている「等級」、「副次危険性等級」に併せて貼付することとなります。

(注) 「腐しよく性物質」の標札(コンテナ用を含む。)が「腐食性物質」に変更されます。

[ 例 ]

標札に係る記号(SP)の意味

記号	意味
SP295	パレット化された混合包装に標札及び表示がなされている場合には、個々の容器又は包装に標札を付すことを要しないこと。

(注) 「SP295」が割り当てられている危険物は、次のとおりです。

国連番号 2794: 蓄電池(酸性の液体を内蔵するもの)、国連番号 2795: 蓄電池(アルカリ性の液体を内蔵するもの)、  
国連番号 3028: 乾電池(乾燥状態の水酸化ナリウムを内蔵するもの)

(7) 「容器等級」欄

容器等級

危険物(1、2、4.1(自己反応性物質に限る。)、5.2、6.2及び7の等級に該当する危険物を除く。)は、その有する危険性の大小によって次の3つの容器等級に区分されます。

高い危険性を有するもの	容器等級
中程度の危険性を有するもの	容器等級
低い危険性を有するもの	容器等級

容器等級が複数割り当てられている品名の危険物については、容器等級別に少量危険物及び容器・包装規定の適用内容が異なることから、容器等級別に分けて危険物リストに掲載されています。

(8) 「少量危険物」欄

少量危険物の許容容量又は許容質量	
内装	外装
1L SP944	30kg

現在個々の危険物ごとに告示別表第 1「少量危険物」欄に内装及び外装の制限量が規定されています。

また、少量危険物規定の適用が許可されていない危険物に対しては内装欄に「-」を以て示されています。

内装の欄中「SP944」は、海洋汚染物質(Marine pollutant)関係の規定「品名の欄に掲げる物質であって品名に肩文字「PP」が付されているものを 1 質量%以上含む混合物である場合には、500 ミリリットル又は 500 グラムであること。」を示します。

また、少量危険物に対しては、義務要件と免除要件がセットとして規定されています。少量危険物の定義、容器検査の免除及び積載方法の緩和規定については、現行告示で次のように規定されています。

定義及び容器検査の免除:現行告示第 10 条に次のように規定されています。

<p>(容器検査等が必要な危険物)</p> <p>告示第 10 条 規則第 6 条第 3 項の告示で定める危険物は、次の各号のいずれにも該当しない危険物とする。</p> <p>1 放射性物質等</p> <p>2 <u>別表第 1 の品名の欄に掲げる物質のうち、少量危険物の許容容量又は許容質量の欄に容量又は質量が掲げられている危険物であつて次に掲げる要件に適合するもの(以下「少量危険物」という。)</u></p> <p>イ エアゾール以外の危険物にあつては、同表の容器及び包装の欄に定める組合せ容器(外装及び内装を用いる容器及び包装をいう。以下同じ。)に、エアゾールにあつては、同欄に定める容器及び包装に収納して運送されるものであること。</p> <p>ロ 容量又は質量が同表の少量危険物の許容容量又は許容質量の欄に掲げる容量又は質量以下であること。</p> <p>3 及び 4(略)</p>
---

積載方法の免除:現行告示別表第 1 備考 9 の備考「4」に次のとおり規定されています。

<p>備考 9 の備考</p> <p>4 少量危険物にあつては、積載方法の欄に「B」、「C」、「D」又は「E」とあるのは、「A」と読み替えるものとする。</p>
--

標札・表示の免除:現行危規則第 6 条の 3 の 2 第 1 項に次のとおり規定されています。

<p>規則第 6 条の 3 の 2</p> <p>第 6 条の標札並びに品名、国連番号、正味質量及び総質量の表示に係る規定にかかわらず、告示で定める危険物(当該危険物について、それぞれ、告示で定める質量又は容量以下であるものに限る。)を運送する場合は、標札並びに品名、国連番号、正味質量及び総質量の表示を省略することができる。ただし、告示で定める表示が容器又は包装に付されている場合に限る。</p>
---

標札・表示の免除:現行告示第 13 条の 2 に次のとおり規定されています。

<p>第 13 条の 2</p> <p>規則第 6 条の 3 の 2 第 1 項の告示で定める危険物は、別表第 1 の品名の欄に掲げる物質のうち、少量危険物の許容容量又は許容質量の欄に容量又は質量が掲げられているもの(エアゾール以外の危険物にあって</p>
--

は、同表の容器及び包装の欄に定める組合せ容器に、エアゾールにあつては、同表の容器及び包装の欄に定める容器及び包装に収納して運送されるものに限る。)とする。

2 規則第6条の3の2第1項の告示で定める質量又は容量は、別表第1の少量危険物の許容量又は許容質量の欄に掲げる容量又は質量とする。

3 規則第6条の3の2第1項の告示で定める表示は、危険物の分類及び項目(当該危険物の項目が定められている場合に限る。)並びに「少量危険物」又は品名及び国連番号の表示とする。(改正予定: 収納する危険物の国連番号を「UN」の文字に続けて高さ6ミリメートル以上の大きさの黒色数字で幅2ミリメートル以上の黒色の菱形内に記入することにより表示することとする。)

隔離規定の免除: 現行告示第15条に次のとおり規定されています。

告示第15条

規則第14条第1項の告示で定める基準は、別表第14に定めるとおりとする。ただし、規則第6条の6の規定により運送する危険物との隔離の基準は、別表第14の2の基準に定めるとおりとする。

2 前項の規定は、少量危険物については、適用しない。

3 略。

(9) 「容器及び包装」欄

危険物の容器包装を規定する方式として IMDG コードで採用している「Packing Instruction方式(以下「PI」)」が危規則に採り入れられています。

また、小型容器の最大内容積又は最大正味質量は、現行告示別表第1の備考6の(1)の2) 小型容器コード表中に定められています。

容器及び包装									
小型容器又は 高压容器		大型容器		IBC容器		ポータブルタンク			特別 要件
容器 及び 包装	追加 規定	容器 及び 包装	追加 規定	容器 及び 包装	追加 規定	IMO タンク タイプ	UN タンク タイプ	追加 規定	
P001	PP1	LP01	L1	IBC 02	B5	T1	T2	TP1	SP28
P001 ~ P907	PP1 ~ PP79	LP01 ~ LP902	L1	IBC01 ~ IBC620	B1 ~ B11	T1 ~ T22	TP1 ~ TP31	SP28, SP232, SP280等	

[ 告示別表第1の備考の容器・包装(Packing Instructions)改正案 ]

ポータブルタンクのIMOタンクタイプとUNタンクタイプ

今回の改正で「大型金属容器」の名称が「ポータブルタンク」に変更されます。

従来、IMDGコードと国連勧告のポータブルタンク要件は若干の相違がありましたが、前回のIMDGコード第30回改正で国連勧告の要件を全面的に採り入れています。しかしながら、2010年までは従来のIMDGコードの要件に適合しているポータブルタンクも使用できるという経過措置がとられています。したがって、告示別表第1の容器包装欄のポータブルタンク(大型金属容器)の欄がIMO/UNのように一部重複規定になり、IMOタンクタイプのもので2002年12月31日までに製造されたものは2010年まで使用が許可されています。

(10) 「積載方法」欄

積載方法		⇒	積載方法	
積載方法	特別要件		A、5	
A	5			

現行積載方法欄中の特別要件欄の記号を積載方法欄に取りまとめることにより特別要件欄が削除されます。各危険物の積載方法が次のとおり積載方法の欄中に記号として示されます。「ES01」から「ES15」は、火薬類用の積載方法で次のとおり細分化されます。「A」から「E」は、火薬類以外の危険物の積載方法です。また、積載方法に係る特別要件が数字の記号で示され、その要件が告示別表第 1 備考に次のように取りまとめられます。

記号	積載方法	
ES01	旅客船以外の船舶	甲板上積載又は甲板下積載
	旅客船	甲板上積載又は甲板下積載
ES02	旅客船以外の船舶	甲板上積載又は甲板下積載
	旅客船	甲板上積載 <sup>(1)</sup> 又は甲板下積載 <sup>(1)</sup>
ES03	旅客船以外の船舶	甲板上積載又は甲板下積載
	旅客船	甲板上積載 <sup>(1)</sup>
ES04	旅客船以外の船舶	甲板上積載又は甲板下積載
	旅客船	禁止
ES05 ~ ES10 (略)		
ES11	旅客船以外の船舶	甲板上積載 <sup>(1)</sup> 又は甲板下積載 <sup>(2)</sup>
	旅客船	甲板上積載 <sup>(1)</sup>
ES12	旅客船以外の船舶	甲板上積載 <sup>(1)</sup> 又は甲板下積載 <sup>(2)</sup>
	旅客船	禁止
ES13	旅客船以外の船舶	甲板上積載 <sup>(1)</sup> 又は甲板下積載 <sup>(3)</sup>
	旅客船	甲板上積載 <sup>(1)</sup>
ES14	旅客船以外の船舶	甲板上積載 <sup>(1)</sup>
	旅客船	禁止
ES15	旅客船以外の船舶	甲板上積載 <sup>(1)</sup> 又は甲板下積載 <sup>(1)</sup>
	旅客船	禁止
A	旅客船以外の船舶及び第 5 条第 4 項に規定する数を超えない数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載又は甲板下積載
	第 5 条第 4 項に規定する数を超える数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載又は甲板下積載
B	旅客船以外の船舶及び第 5 条第 4 項に規定する数を超えない数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載又は甲板下積載
	第 5 条第 4 項に規定する数を超える数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載
C	旅客船以外の船舶及び第 5 条第 4 項に規定する数を超えない数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載
	第 5 条第 4 項に規定する数を超える数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載
D	旅客船以外の船舶及び第 5 条第 4 項に規定する数を超えない数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載
	第 5 条第 4 項に規定する数を超える数の旅客を搭載している旅客船	禁止

E	旅客船以外の船舶及び第5条第4項に規定する数を超えない数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載又は甲板下積載
	第5条第4項に規定する数を超える数の旅客を搭載している旅客船	禁止
1	居住場所から離れた場所に積載すること。	
2	甲板上積載をする場合には、食品類から6メートル以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、食品類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。	
3, 4	(略)	
5	冷所に積載すること。	
6~43	(略)	
SP300	魚粉又はフィッシュスクラップは、船積み時の温度が 35 又は周辺環境温度より 5 を超える場合には、運送してはならないこと。	
SP910	くん蒸中の貨物輸送ユニットが甲板下積載されている場合には、くん蒸ガス又はガス類の検知装置及び使用指示書を船舶に備えなければならないこと及び船上でくん蒸を開始してはならないこと。	
SP926	最大水分含有率が5%である旨記述している船積地を管轄する地方運輸局長が適当と認める証明書がない場合、船積み前1ヶ月以上乾燥させること。	

備考 1 少量危険物及び空容器にあつては、積載方法の欄に「B」、「C」、「D」又は「E」とあるのは「A」と読み替えるものとする。  
2 ハッチカバーを有しない船倉であつて、規則別表第一のコンテナ貨物区域に適用される防火等の措置が講じられている船倉又はその鉛直上方には、甲板下積載をすることができる危険物(コンテナに収納された危険物を含む。)を積載することができる。

(注) 表中の告示第5条第4項の内容は、次のとおり。(予定)

「告示で定める数は、25 又は船舶の長さをメートルで表した数を 3 で除した数(小数点以下は切り捨てるものとする。)のうちいずれか大きい方の数とする。」

また、(1)は「非開放型火薬庫」を、(2)は「船側外板から、船の幅の8分の1の値又は2.4メートルのうちいずれか小さい距離以上離れた非開放型火薬庫」を、(3)は「A型火薬庫」を意味する。

(11) 「隔離」欄

隔離
13

「隔離」欄は、各隔離要件が数字の記号として規定されています。また、同備考中の備考2として隔離グループが新たに明記されます。

備考 隔離

(1) 隔離の欄に掲げる記号の意味は、以下のとおりとする。

記号	意味
1	爆破薬 C(塩素酸塩類又は過塩素酸塩類を含有するものに限る。)と3メートル以上離して積載すること。
2~12	(略)
13	酸類から3メートル離して積載すること。
14~44	(略)
45	甲板上積載をする場合には、可燃性物質 <sup>(1)</sup> から6メートル以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、可燃性物質 <sup>(1)</sup> とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
46~63	(略)

備考 1 表中肩文字(1)から(6)は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 副標札 4.1 を付すこととされている危険物を含む。

(2)~(6) 略。

備考 2 酸類、アンモニウム化合物、臭素酸塩、塩素酸塩、亜塩素酸塩、シアン化物、重金属類及びその化合物、次亜塩素酸塩、鉛及びその化合物、液体のハロゲン化炭化水素、水銀及びその化合物、亜硝酸塩及びその混合物、過塩素酸塩、過マンガン酸塩、金属粉末、過氧化物及びアジ化物(以下「隔離グループ」という。)に属する危険物のうち、別表第1に品名が掲げられているものは、次に掲げるとりとする。

- (1) 酸類 (Acids)
- (2) ~ (17) 略。

(12) 第14欄(備考)

備考
SP274

新危規則別表第1では、2712 エントリー中 635 エントリーにこの記号「SP274」が割り当てられます。従って、備考欄に SP274 の記号が記入されている「その他の品名」又は「包括品名」には、これらの品名を補足するために専門的名称を( )書きで記載する必要があります。

[備考]欄

備考欄に掲げる記号の意味は、次のとおりです。

記号	意 味
SP61	品名に付記しなければならない専門的名称は、「ISO の一般的名称」又は「WHO(世界保健機関)推薦の有害性による殺虫殺菌剤類の分類と分類のためのガイドラインに記載されている名称」又は「(毒性の元となっている)成分の名称」のいずれかのものであること。
SP76	船積地を管轄する地方運輸局長の許可を受けた場合に限り、運送できること。
SP220	書類及び輸送物への表示に関して、品名に引火性を示す成分の専門的名称のみを付記すること。
<b>SP274</b>	<b>書類及び輸送物への表示に関して、品名に専門的名称を付記すること。</b>
SP294	正味質量 25kg 以下の場合には、容器及び包装及び表示に関する規定を除き、本規則の規定を適用しないこと。
SP295	パレット化された混合包装に標札及び表示がなされている場合には、個々の容器又は包装への表示を要しないこと。
SP297	1 冷却用固体二酸化炭素を収納する貨物輸送ユニットには、IMDG コード 5.4.2.1.8 の要件に従って、その二側面に「二酸化炭素(固体のもの、ドライアイス)注意喚起(WARNING CO2 SOLID (DRY ICE))」と表示すること。 2 貨物輸送ユニットに収納されずに運送される固体二酸化炭素を収納した輸送物には、「二酸化炭素(固体のもの、ドライアイス)注意喚起(WARNING CO2 SOLID (DRY ICE))」又は「二酸化炭素(固体のもの)甲板下に積載しないこと。(CARBON DIOXIDE, SOLID DO NOT STOW BELOW DECK)」と表示すること。 3 二酸化炭素(固体のもの、ドライアイス)は、輸送物に「二酸化炭素(固体)」又は「ドライアイス」が表示されている場合、及び冷却されている物質が、診察又は治療の目的で使用されていること(冷凍診療用見本等)を示す表示がなされている場合には、危険物明細書又は危険物コンテナ明細書に記載することを要しない。
SP907	次の事項が記載されている船積地を管轄する地方運輸局長が承認した証明書を添付すること。 1 水分含有率 2 脂肪含有率 3 製造 6 ヶ月を超える魚肉に関する抗酸化剤の詳細(国連番号 2216 のみ) 4 100mg/kg を超えなければならない船積み時の抗酸化剤の濃度(国連番号 2216 のみ) 5 当該貨物の収納方法、袋数及び総質量 6 工場から引き渡し時の魚粉の温度 7 製造日
SP909	パーゼル条約に記載されている廃棄物であつて、別表第1に記載されていないものを運送する場合にあつては、品名に「廃棄物」(英名の場合は、「WASTE」)を付記すること。パーゼル条約に記載されている廃棄物であつて、別表第1に記載されていないものを含む。この場合には、「廃棄物」を品名に付すこと。
SP929	油及び水の含有率を船積み書類に記載すること。
SP930	本物質が、水と接触した場合に自然発火せず、かつ、引火性ガスが発生しないことを証明する旨船積み書類に記載すること。
SP932	船積み前に 3 日以上、容器に収納された状態で陰干した旨の荷送人の証明書を船積み書類に添付すること。
SP934	カルシウムカーバイドの含有率を船積み書類に記載すること。
SP942	当該水溶液の船積み時における濃度、温度、可燃物及び塩化物の含有率並びに遊離酸の含有量に関する証明書を船積み書類に添付すること。
SP946	本物質が、等級 4.2 に該当しないものである旨の荷送人からの証明書を船積み書類に添付すること。

以上

**社団法人日本海事検定協会 安全技術室 危険物担当**  
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 1-9-7(海事ビル)  
電話番号 : 03-3552-0149  
FAX : 03-3553-1947  
E-mail : angi@nkkk.or.jp

**収納検査クリアリング・ハウス**  
〒231-0002 横浜市中心区海岸通 1-3 (海事ビル)  
電話番号 : 045-201-1218  
FAX : 045-201-3882